

平成25年度

行方市人事異動発令

総務課（麻生庁舎）

☎ 0299（72） 0811

平成25年4月1日発令（課長級以上）

●部長級

会計管理者 松下吉雄

●課長級

市長公室秘書課長 小峰宏信

総務部総務課長 羽生和弘

総務部収納対策課長 額賀修一

保健福祉部社会福祉課長 野原芳次

保健福祉部介護福祉課長 石田泰雄

建設部都市建設課長 内田博明

経済部商工観光課長 宮内美佐夫

教育委員会生涯学習課長 小澤忠喜

水道課長 小沼岩雄

開発公社事務局長 鈴木賢一

●新規採用者

小林慎（保健福祉部健康増進課）

平山峻介（総務部財政課）

兼平佳奈（経済部農林水産課）

中村恵理（市長公室企画政策課）

石井悠太（総務部総合窓口課）

池辺梨紗（保健福祉部社会福祉課）

堀田敦子（総務部総合窓口課）

宮内健太（経済部農林水産課）

●退職者（3月31日付、課長級以上）

関口久男（会計管理者）

藤崎則夫（総務部収納対策課長）

わが家の耐震性を

確認しませんか

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

行方市では、既存

木造住宅の耐震性

を確認していただく

ための『耐震診断士

派遣事業』を実施

しますので、事業希

望者を募集します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の

被害程度を診断するものではありません

ので、ご注意ください。



【診断概要】

茨城県木造住宅耐震診

断士を派遣し、目視や聞き取りによる

一般耐震診断を行い、耐震補強が必要

かどうかを判定してもらいます。診断

後、耐震補強の工事や精密診断を強制

することはありません。

【募集期間】 平成25年6月3日（月）

～平成25年6月28日（金）

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に

着工された木造住宅で、階数が2階以

下（延べ床面積が30㎡以上のもの。併

用住宅の場合は、面積の半分以上が住

宅として使われているもの）

【対象者】 「対象住宅」の所有者で、

税の滞納の無い方

【募集件数】 6戸（先着順。定数に達

した時点で締め切り）

【調査費用】 無料

【申込方法】 所定の申込書に必要事項

を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に

提出。

【注意事項】 「耐震診断」や「耐震改

修」に名を借りたセールスにご注意く

ださい。市では、業者等のあつせんをす

ることはありません。

被災住宅復興支援のための利 子補給制度について

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

東日本大震災による被害を受けた住

宅等を復興するために必要な資金を借

り入れて、一定の要件を満たす住宅を

復興した場合に借入資金の支払い利息

の一部を行方市が補給します。

【申込期限】 平成26年3月31日（月）

【利子補給金限度額】

年利2.0%に相当する額（毎月の融

資残高より算出する）

【利子補給対象融資限度額】

・住宅復旧のみ…640万円

・宅地復旧のみ…390万円

・住宅復旧及び宅地復旧

…1,030万円

【利子補給期間】

利子の支払い開始日から5年以内

（ただし、無利子期間・利子支払猶予

期間があるときは、当該期間を含めた

5年以内）

【対象者】

・り災証明書で大規模半壊、半壊もし

くは一部損壊と証明された被災住宅

又は復旧を必要とする被災宅地を所

有する方。ただし、被災住宅を解体

して、被災者生活再建支援金を受給

する方を除く。

・市内の被災住宅の補修、建設もしく

は購入及び被災宅地の復旧を行う方

・住宅復興資金として、住宅金融支援

機構、民間金融機関から貸付を受け

た方

・市税及び税外収入金を滞納していな

い方

【交付時期】 毎年1回（2月予定）

【申込方法】 所定の申込書に必要事項

を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に

提出してください。

提出してください。

木造住宅の耐震改修設計

耐震改修工事費の補助について

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

地震に強いまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

【募集期間】

平成25年6月3日（月）

～平成25年6月28日（金）

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下・延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施することで上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。
※上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。

【対象者】

・「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方
・市税及び税外収入金を滞納していない方

【補助金の額】

・耐震改修設計費用の3分の1
（限度額10万円）

・耐震改修工事費用の3分の1
（限度額30万円）

【補助対象工事】

・耐震改修設計及び耐震改修工事とし、平成25年12月20日（金）までに設計又は施工が完了すること。

・市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出。

【募集件数】

耐震改修設計・耐震改修工事ともに各6件（先着順。定数に達した時点で締め切り）



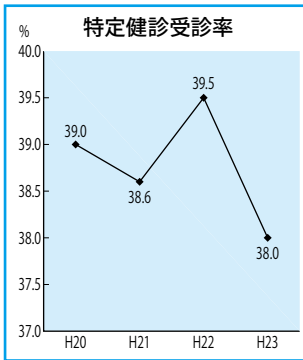
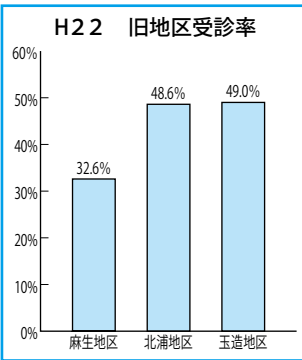
シリーズ 国民健康保険

受診しなくても大丈夫？

「いつまでも健康でいたい」「なるべくお医者さんにかかりたくない」と思うのは、誰もが願うことです。しかし、何もしなくても健康が維持できるでしょうか？「まだ若いから、これまで健康だったから、健診なんて」と過信していると、突然倒れてしまったり、思いもよらない病気にかかってしまうかもしれません。

特定健診は、自分の体のチェックです。健診を受けていれば、こんなことにならずに済んだと後悔しないよう、年に一度は健診を受診しましょう。メタボに該当したら、生活習慣を見直してみよう。重大なリスクを回避することができる可能性があります。

「生活習慣の見直し」「メタボの撃退」は健診から・・・。



平成25年度健診実施予定日

玉造保健センター 他
6月2日～6日
11月8日、11日～16日
1月26日
北蒲保健センター
6月18日～21日、23日
10月16日～19日
2月2日
麻生保健センター 他
8月20日～23日、25日
11月27日～30日
2月1日



犬・猫の避妊、去勢手術の補助金のご案内

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護及び管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

○補助金対象者（要件をすべて満たす者）

1. 行方市に住所を有し、居住している者であること
2. 市税等を完納している者であること
3. 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

○補助対象動物

1. 補助対象者が飼育する犬・猫
（毎年度一世帯あたりそれぞれ1頭）
2. 犬については、補助対象年度に登録及び狂犬病予防注射を受けていること
3. 補助対象動物は、生後3カ月以上であること

○補助金額 避妊手術 犬・猫1頭 4,000円
去勢手術 犬・猫1頭 3,000円

○問い合わせ 環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

■避妊・去勢手術の効果■

メスの場合

- ①発情がなくなる
- ②オスが集まってこない
- ③子供が生まれない
- ④危険性がなくなる（犬）
- ⑤生殖器系の病気予防



オスの場合

- ①子供を生ませなくなる
- ②無駄吠え・遠吠え防止（犬）
- ③異様な声で泣かなくなる（猫）
- ④縄張りを争ってケンカしなくなる
- ⑤室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
- ⑥生殖器系の病気予防

生ごみ処理容器購入費補助制度のお知らせ

市では、各家庭から排出される生ごみの減量、および資源の再利用の意識の高揚を図ることを目的に、生ごみを減量化し、堆肥化させる容器を購入する市民に対して、下記のとおり補助金を交付いたします。購入した生ごみ処理機等の上限は下記のとおりです（消費税を除き、100円未満は切り捨て）。

補助対象器	補助金額
コンポスト容器 土壌の表層に設置、土中の微生物の活動を利用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限3,000円） （但し、基準額は購入費の1/2とする）
密閉型発酵容器 密閉型で生ごみ発酵剤を使用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限2,000円） （但し、基準額は購入費の1/2とする）
電動式生ごみ処理機 電動式で、細かく切り、乾燥式、バイオ式等の方法による生ごみ処理容器	1世帯につき1基まで（上限20,000円） （但し、基準額は購入費の1/2とする）

○補助対象者条件 行方市に住所を有し、市税等を完納している方

○申請手順等 生ごみ処理容器を購入後、領収書【ただし、商品名（コンポスト等）が明記されたもの】・保証書のコピー（電動式生ごみ処理機のみ）・印鑑及び補助金を振り込む金融機関の口座番号等控えを持参の上、下記までお申し込みください。

○問い合わせ 環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

税金のお知らせ

軽自動車税の減免について

主に心身に障害のある方の生活のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を行っています。ただし、障害者1人につき1台です（普通車で減免を受けている方、事業用車やリース車は対象となりません）。また、既に減免を受けている方も、あらためて申請が必要になります。

《申請期間》 平成25年5月16日（木）～24日（金） 土日は受け付けしていません。

※期間を過ぎると、当該年度は減免できませんので注意してください。

《申請場所》 麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口・玉造庁舎総合窓口

《必要なもの》 軽自動車税減免申請書（各庁舎総合窓口にて用意してあります）、身体障害者手帳等（コピー不可）、運転者の運転免許証（コピー可・免許証両面）、軽自動車納税通知書、納税義務者の印鑑（認印可）

《減免の対象となる障害者の範囲》

		身体障害者手帳をお持ちの方							戦傷病者手帳をお持ちの方												精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
		等 級							項 症						款 症							
		1	2	3	4	5	6	7	特	1	2	3	4	5	6	1	2	3				
視 覚 障 害		○	○	○	○				○	○	○	○	○									
聴 覚 障 害			○	○							○		○									
平 衡 機 能 障 害				○									○									
音 声 機 能 障 害 (こう頭摘出によるものに限る)				○						○	○											
上 肢 不 自 由		○	○						○	○	○	○										
下 肢 不 自 由	本人運転	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	家族等運転	○	○	○					○	○	○	○										
体 幹 不 自 由	本人運転	○	○	○		○			○	○		○		○	○							
	家族等運転	○	○	○					○	○		○										
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○																			
	移動機能	○	○	○	○	○	○															
心 臓 機 能 障 害		○		○					○	○	○	○										
じん臓機能障害		○		○					○	○	○	○										
呼吸器機能障害		○		○					○	○	○	○										
膀胱または直腸の機能障害		○		○					○	○	○	○										
小 腸 機 能 障 害		○		○					○	○	○	○										
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○																		
肝 臓 機 能 障 害		○	○	○																		

1級に該当する方

障害の程度がAまたは㊤の方

1級に該当する方
障害の程度がAまたはAの方

※等級欄の記載について

旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

《問い合わせ》 税務課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811

市税の納付は口座振替が便利です

これまで、市税を納税組合長経由または市役所・銀行等の窓口で、現金により納付していた方は、今年度からの納税はぜひとも口座振替をご利用ください。口座振替は納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全かつ便利です。手続きは、市内の金融機関（銀行、信用金庫、農協、郵便局）に備えてある口座振替依頼書でできます。その際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いいたします。

市税はコンビニエンスストアでも納付できます

市税の納付方法が口座振替以外（市役所や銀行等での窓口納付）の方には便利な方法があります。各税目の納付書に記載してある「納期限」内であれば、全国のほとんどのコンビニエンスストアで、いつでも納付ができます。市役所や銀行等の窓口が閉じている時間帯はコンビニ納付が便利です。